



仁保くらすメイトプロジェクト

規約

第1条（名称）

本会は、任意団体「仁保くらすメイトプロジェクト」と称する。

第2条（事務所）

本会の主たる事務局は、山口市仁保上郷369 に置く。

第3条（目的）

本会は、

- ①山口市仁保地域の住民による団体・個人の活動のネットワーク化、支援。
- ②仁保の過疎化を防ぐための交流、移住者支援。
- ③仁保地域でのコミュニティビジネスの研究推進。
- ④仁保地域からの情報発信。

することを目的とする。

第4条（活動内容）

本会は第3条の目的を達成するため、以下の活動を行う。

○仁保地域の個人団体のネットワーク化 ○移住組交流等企画イベント ○情報発信事業

第5条（設立時期）

本会の設立は2017年4月とする。

第6条（事務局）

本会には以下の事務局スタッフを置く。

代表 白木美和 副代表 梅本 玲子

事務局 山口市仁保上郷369 083-929-1533(FAX 兼)

第7条（個人団体ネットワーク）

仁保ふれあいサロンの会、仁保むらづくり塾、すろーふーど交流の家母屋、高松田んぼアートの会
笑う木小屋、おうちサロン“わ”、私設文庫風の音 等

第8条（会計）

会の運営は、ふれあいサロンでの会費（仁保地域活動カンパ）、その他の収入にて行う。

本会の会計は年度4月～翌年3月までとする。

附 則

この規約は、2017年4月から施行する。